

件名

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁  
長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号二、第十九条の三第三号ハ及び第三十四条の二十六第一項第四号ハの規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(別紙様式第二号)

【(第一面)～(第三十一面) 略】  
 (第三十二面)  
 (単位：百万円)

G S I B I : G - S I B 選定指標			
国際様式の該当番号		当期末	前期末
[略]			
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高	
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額	
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額	
10		トレーディング量の合計額	
11		[略]	
12	[略]	[略]	
13	[略]	[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 国際様式の該当番号(以下この面において「項番」という。) 3「規模 資産及び取引に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる額の合計額を記載すること。

改正前

(別紙様式第二号)

【(第一面)～(第三十一面) 同左】  
 (第三十二面)  
 (単位：百万円)

G S I B I : G - S I B 選定指標			
国際様式の該当番号		当期末	前期末
[同左]			
7	代替可能性/ 金融インフラ	信託財産及びこれに類する資産の残高	
8		決済システムを通じた決済の年間の合計額	
9		債券及び株式に係る引受けの年間の合計額	
10		[同左]	
11	[同左]	[同左]	
12	[同左]	[同左]	

(注)

[同左]

a [同左]

- (1) [略]
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等について**カレント・エクスボージャー方式又はSA-COR**で計算した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及び**アドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）**
- (3)・(4) 略]
- b 項番4「相互連関性 金融機関等向け与信に関する残高の合計額」の項には、金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下b及び(4)において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- (1)～(3) 略]
- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（**項番11及び(4)において「金融商品市場等」という。**）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る**公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式又はSA-COR**で計算した**アドオンの額**（法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- c 項番5「相互連関性 金融機関等に対する債務に関する残高の合計額」の項には、次に掲げる事項の残高の合計額を記載すること。
- (1)・(2) 略]
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る**公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式又はSA-COR**で計算した**アドオンの額**（法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができるものとし

- (1) [同左]
- (2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下(2)及び(4)において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスボージャーの額（デリバティブ取引等について**カレント・エクスボージャー方式で計算した再構築コストの額**（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及び**アドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）**
- (3)・(4) 同左]
- b [同左]
- (1)～(3) 同左]
- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（**項番10及び(4)において「金融商品市場等」という。**）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る**公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式で計算したアドオンの額**（法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- c [同左]
- (1)・(2) 同左]
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る**公正価値評価額及びカレント・エクスボージャー方式で計算したアドオンの額**（法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らない

<p>、零を上回らないものに限る。)</p> <p>[d・e 略]</p> <p>f 項番11 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。</p> <p>g 項番13 「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。</p> <p>h 項番3から項番6まで、項番11及び項番12においては、保険子会社（銀行が銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第五号、第五号の二若しくは第九号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社又は銀行持株会社が同法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二若しくは第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社をいう。）のエクスポージャーの額を含めること。</p> <p>i~k [略]</p>	<p>ものに限る。)</p> <p>[d・e 同左]</p> <p>f 項番10 「複雑性 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本額の合計額」における金融機関等とは、bに規定する金融機関等をいう。</p> <p>g 項番12 「複雑性 売買目的有価証券及びその他有価証券の残高の合計額」の項には、売買目的有価証券及びその他有価証券（いずれも流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額を記載すること。</p> <p>[加える。]</p> <p>h~j [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記号は左記による。</p>	

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和四年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の別紙様式第二号は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。